

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)**2597号**

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>も
く
じ

- 新・地方分権改革推進委員会が初会合
「過疎への挑戦」定住・交流の拡大を目指す!! 広島県北広島町
新任都道府県町村会長の略歴(三重県)
町村Navi
笑顔に出会える町をめざして
政策レーダー

花田植え(広島県北広島町)



閑話休題

ソフトに生きる

エッセイスト 山本兼太郎

「この分では九十歳までは大丈夫だ」といわれて驚いた。

胃腸、腎臓、高血圧と病気持ちであるのに、けげんな顔をしている

と、ただし、現在のような状態であれば……」という。「それでは悪い所だけを見ればどうですか」と聞くと、

「そんなことはあまり考えない方がよい。それよりも、定年が六十歳と

いう有難い世の中になった。残りの

二十年三十年をいかに楽しく生き

るかを考えた方がよい」といわれた。

健康からずんば病気か、と

いつた二者択一的な考え方をやめた

ほうがよろしい。病気という弱点を抱えながらも社会的に立派に生き

ていくのが人生といふものだ。

絶対に混ざることのない反対の性

格を水と油というが、これを上手に

ませあわせるとソフトなクリーム状になる。上手にませあわせるということであ

る。

健康と病気も水と油のように正反対の性格だが、そこに空気を取り入れながら二つのものを融和させる。

軽く楽しく一心に「が千田是也さ

んの最後の言葉だった。

この場合、空気というのは心の問題もあるが、同時に生活環境と考えてはどうだろうか。

人生五十年といわれたころは、生

活の設計は二段階でよかつた。それ

がいまでは三段階に考えねばならぬ

い、というのが古川俊之さんであ

る。第一段階というのは、経済的に

独立できず、いわゆる親がかりで

ほとんどが学生時代。一段階目は、

就職や結婚など、独立して社会生活

を営む段階。ここまでが一生懸命勉

強し、世の中に出でからは、社会的

な地位の向上など上へ上へと目指

す。六十歳の定年以後はこうした上

昇氣流もなくなっている。これから

の二十年三十年が第三の段階であ

る。元気な長老は次の世代の育成に

努力するだけでは足りない。生きた

あかしに文化の育成に貢献すべきだ

というの古川さんの考え方である。

病気とかかわりながらもソフトに生きることである。

写真キャプション

平安中期の歴史書『栄華物語』にも記載があるという、国の重要無形民俗文化財・壬生の花田植え(広島県北広島町)。田楽団の囃子に乗せて、耕の着物に紅い襷の早乙女が田植唄を歌いながら苗を植え付ける。北広島町の定住・交流の拡大に向けた取組みについては、7ページのフォーラムをご覧下さい。

新・地方分権改革推進委員会が初会合

「地方が主役」の視点で
5月にも「基本的考え方」

政府の地方分権改革推進委員会が2日、首相官邸で初会合を開き、委員長に丹羽宇一郎・伊藤忠商事会長を選出し3年間にわたる審議をスタートさせた。会合では、安倍晋三首相が「国と地方の役割分担の明確化」を踏まえた権限移譲の推進と、地方交付税・補助金・税源配分の一体的な検討を要請。その上で、5月末までの「基本的考え方」と秋までの「中間取りまとめ」を指示した。これを受け、会合後記者会見した丹羽委員長は、「地方が主役」との視点から精力的な審議を進める考え方を示した。同委員会の人選が自民党の反発で大幅に遅れたが、5月中旬にまとめる「基本的考え方」は政府が6月にまとめる「骨太方針2007」に盛り込まれる。地方六団体は、地方分権改革推進本部を設置し第一期分権改革に向けた対応を進めているが、今回の委員会は審議期間も短く、今後の分権改革が地方の求める改革となるよう地方側の積極的な対応と注視が求められそうだ。

てるべきだ。地方が自ら考え、実行できる体制づくりが不可欠だ」と述べ、国と地方の役割分担の見直しを踏まえた権限移譲の推進と、交付税・補助金・税源配分の一體的な検討を求めた。

さらに、「地方分権は内閣の最重要課題である」とし、政府一体となつた取組のため「私が本部長となる推進本部を設置し、『新分権一括法』の3年以内の国会提出を目指しリーダーシップを發揮していく」との決意を表明した。その上で、新・分権委員会に5月末

今回の新・分権委員会は、昨年暮れに成立した地方分権改革推進法に基づき設置されたもの。同法は、内閣府に7人で構成する同委員会を設置し、その勧告に基づき政府が分権改革推進のための法年間とした。

限移譲 自治体に対する義務付け・関与の整理・合理化 補助金交付税、税源配分のあり方 地方自治体の行政体制の整備、などを挙げている。また、設置期間は3

●首相が政治主導へ「推進本部」設置を明言

検討課題には、自治体への権

初会合では、委員長に丹羽氏を

いう、これまで続いたやり方は捨

委員会に対し「地方の自由度を拡大し、自立と責任が確立できる」

政 策

よう取組を要請した

このあと、各委員が自己紹介を
かねて地方分権をめぐり意見交換
を行つた。

会合後、記者会見した丹羽委員

長は、今後の検討テーマとなる国と地方の役割分担について「これ

からの日本の姿を決めていくよ／＼な改革になっていく。当然、中央・地方の公務員のあり方今まで波及すると思っている」との認識を示すとともに、「行政の協力なくして改革はできない。既得権益に閉じこもることには我々は改革の姿を示す必要があるが、省庁たたきが目的ではない」との考えを示した。また、「自己決定、自己責任、自己負担の3つの原則の下、自分が主役ということで、現場に近いところで、地方でできないうちと以外は地方でやっていくこととしたい」と述べた。このため、「基本的考え方」とりまとめに向け、5月までに地方に出向いて自治体と意見交換したい考えを示した。

「改革派」の丹羽氏はじめ 7人の委員

科教授が、知事、市町村長として
賀県多久市長、露木順一・神奈川県
開成町長がそれぞれ就任した。
委員長の丹羽氏は、「改革派」の
財界人として知られ昨年9月の安
倍内閣発足に伴い総入れ替えとな
った経済財政諮問会議の民間議
員に就任。有識者の井伊教授は、
開発経済学が専門で、世界銀行で
中南米の医療制度改革に携わるな
どの経歴を持ち、政府税制調査会
の特別委員を務めている。また、
小早川教授は、行政法が専門で第
28次地方制度調査会委員も務め
た。猪瀬氏は、ノンフィクション
作家として特殊法人等の廃止・民
営化に取組み、小泉内閣の道路関
係四公団民営化推進委員会でも辣
腕を振るつた。

●地方六団体は分権本部を設置し対応へ

提言等に活用するための「基礎データ」として取りまとめたもので、今後、さらに内容を詰めるとともに、新・分権委員会の検討状況をしながら地方六団体とも協調して具体的な対応策を検討していく。

なお、新・分権委員会の設置期間は3年間だが、政府は、3年以内に「新分権一括法」を国会提出するとしているため、同法案作成やその前提となる分権改革推進計画の作成期間を考慮すると、同委員会が勧告に向けて実質審議できるのは2年程度とみられる。しかし、分権改革推進法が掲げた検討課題は幅広い。このため、新しい日本をつくる国民会議（21世紀臨調）は3月に公表した緊急提言で、審議事項を「税財源の移譲」と「法令の規律密度緩和」に限定する

よう求めた。地方行政体制の整備まで手を広げると「道州制議論」などが入り込み議論が混乱する」とを警戒したのだ。

また、地方六団体が新・分権委員会の発足に合わせて公表した声明では、政治主導による改革実現を求めるとともに、分権改革を「財政再建の手段」としないよう釘を刺した。併せて「財政力の弱い小さな自治体への配慮」も求めた。同声明は、第一次分権改革の残さ

政 策

れた課題である「地方税財政の分権改革」を狙いにスタートしたはずの「三位一体改革」が数字合わずに終始し、歳出削減に終つた結果」を踏まえた地方側の警戒心を表したものといえる。

しかし、その警戒心を「過剰反応」とはいえない面がある。といふもの、今回の新・分権委員会発足には竹中平蔵前総務相が大きな役割を果たした。昨年、同相の肝入りで立ち上げた「地方分権21世紀ビジョン懇談会」の報告書では、「新分権一括法を3年以内に提出」が盛り込まれた。今回の新・分権委員会発足は、その提言を具体化したものといえるからだ。しかし、同報告書には、併せて「新型交付税の導入と不交付団体の拡大・再生型破綻法制度の整備」、地方債の完全自由化・なども盛り込まれており、その具体化をめぐる地方側とのやり取りは今も続いている。

わいに、同じく「同じく」

委員のうち小早川教授、猪瀬氏が

新・分権委員会の委員に、さいに

宮脇教授は事務局長に就任した。

同懇談会の座長を務めた大田弘子

氏が経済財政担当相に転出してい

なければ女性委員として新・分権委員会に参加していたともいわれる。そんなことが、自民党側が「竹中」色が強すぎると新・分権委員会人事に反発した背景といわれ

るが、副大臣として竹中・前総務相を支えてきた現菅総務相は「中改革の継承」を公言。やいに、地方分権担当相として血の同人事を選任した菅総務相は「最良のメンバー」と自画自賛するところも

に、事務局長人事について「事務

局長の提案によって議論の方向性

が変わってくる」とさえあるから

宮脇教授が最適だと思

い、お願

い」と語る(4月3日の記者会見)。その宮脇教授は、「新分権一括法を3年以内に提出」のあり方を総務省の研究会座長として引き続き検討している。新・分権委員会の丹羽委員長は「自己決定、自己責任、自己負担は地方主役を考える上の3原則だ」と強調するが、同委員会での今後の審議がどんな方向に向かうのか、地方側は今後も注視が必要といえそうだ。

(血泊口報記者 井田正夫)

羽委員長は「自己決定、自己責任、自己負担は地方主役を考える上の3原則だ」と強調するが、同委員会での今後の審議がどんな方向に向かうのか、地方側は今後も注視が必要といえそうだ。

立大学(米国オレゴン州)において実施します。地方自治体が実際に直面する課題について、具体的な事例研究を通して対策を生み出せるよう実践的に研修します。

・東京財團負担分

・研修受講費用、ポートラントでの宿泊費・食費、日米間の往復航空運賃など、前項以外の経費を財團が負担します。

・東京財團負担分

・研修受講費用、ポートラントでの宿泊費・食費、日米間の往復航空運賃など、前項以外の経費を財團が負担します。

・東京財團負担分

・研修受講費用、ポートラントでの宿泊費・食費、日米間の往復航空運賃など、前項以外の経費を財團が負担します。

・東京財團負担分

・研修受講費用、ポートラントでの宿泊費・食費、日米間の往復航空運賃など、前項以外の経費を財團が負担します。

団 催
東京財團

2008年度 市区町村職員
国内外研修プログラム 参加者募集

東京財團では、市区町村の中堅職員を対象とした国内外での研修プログラムを実施しております。2008年度(第5期)の公募を開始するにあたり、本プログラムの応募要項を以下のように案内いたします。

多くの方々の積極的な応募をお待ちしております。

1 目的

地方行財政の重要性が高まるなか、市区町村の職員に対し研修を提供することにより、分権型社会にふさわしい人材の育成に貢献することを目的としています。

2 研修先・内容

立大学(米国オレゴン州)において実施します。地方自治体が実際に直面する課題について、具体的な事例研究を通して対策を生み出せるよう実践的に研修します。

3 実施期間

2008年4月~9月の約5ヶ月間(東京16週、ポートラント7週)*12月に開催される総括研修(2日間)にも参加いただきます。また、米国研修中はフルタイムで職場を離れられることが参加の条件となります。

4 応募資格

市區町村の正規職員

原則として45歳以下

プログラムの全期間に参加できること

所属する自治体の長および直属の上司からの推薦がある者

http://www.tkfd.or.jp/fellowship/detail.php?id=3

*英語の能力は問いません。米国研修の基本的な部分には全て日本語の通訳をつけ、教材も日本語で用意します。

・参加者(あるいは自治体)負担分

東京での宿泊費、食費(国内研修、総括研修)、地元と東京間の交通費、

早稲田大学での追加受講料、・バス

ポート取得費、書籍購入代、通信費など

*早稲田大学から50km以上居住する参加者については35万円を上限に

費用補助あり

・東京財團負担分

・研修受講費用、ポートラントでの宿泊費・食費、日米間の往復航空運

賃など、前項以外の経費を財團が負

担します。

5 募集定員

15名

6 費用負担

15名

7 公募・審査日程

応募締切: 2007年9月30日

書類審査: 2007年10月

面接審査: 2007年11月

結果通知(内定): 2007年11月

職員のための共済制度

■住宅火災共済■

わずか60円(年額)の掛金で10万円を補償します。

■自動車共済■

普通自動車が、わずか31,000円(年額)の掛金で、対人無制限・対物1,000万円の賠償額がてん補されます。

全国町村職員生活協同組合

（血泊口報記者 井田正夫）

羽委員長は「自己決定、自己責任、自己負担は地方主役を考える上の3原則だ」と強調するが、同委員会での今後の審議がどんな方向に向かうのか、地方側は今後も注視が必要といえそうだ。

立大学(米国オレゴン州)において実施します。地方自治体が実際に直面する課題について、具体的な事例研究を通して対策を生み出せるよう実践的に研修します。

・東京財團負担分

・研修受講費用、ポートラントでの宿泊費・食費、日米間の往復航空運

賃など、前項以外の経費を財團が負

担します。

・東京財團負担分

政 策

町民が自ら主体となつて町政運営に参画し、活力と魅力に満ちたまちづくりを進めるために、これまで行政が行ってきた公共サービスを町民の皆さんで構成する団体に担つていただき有償ボランティア「公共サービスパートナー制度」を平成17年度から導入している。

北海道芽室町「公共サービスパートナー制度」

町民が自ら主体となつて町政運営に参画し、活力と魅力に満ちたまちづくりを進めるために、これまで行政が行ってきた公共サービスを町民の皆さんで構成する団体に担つていただき有償ボランティア「公共サービスパートナー制度」を平成17年度から導入している。

1、地域協働

北海道芽室町「公共サービスパートナー制度」

平成18年度においては、広報誌配布業務等の10業務で、124件が受託されている。

2、公の施設の見直し

愛知県大口町「元気なまちづくり事業の支援」

平成18年度においては、広報誌配布業務等の10業務で、124件が受託されている。

3、組織・マネジメント

埼玉県富代町「人事考課制度」

それぞれの職位別の定義や職務に応じた行動基準を客観的に評価するコンピテンシー考課と、これまでの上司による考課だけではなく、部下や同僚、仕事で関係ある他部門の職員も考課支援者として



主な取組107事例(81団体)を紹介

総務省は3月28日、地方行政改革事例集（2007年1月末現在）を公表した。05年11月にも代表的な行政改革の取組みをまとめた事例集（05年8月末現在）を公表しているが、なお一層の地方行政改革推進に資するため新たに作成したもの。全自治体に照会し回答をもらつた取組事例の中から代表的な107事例（81団体）を選定。事例は9項目（事務事業の再編・整理（行政評価・事業仕分け）＝7事例 地域協働＝13事例 事務事業の外部委託・民営化＝13事例 公の施設の見直し＝16事例 組織・マネジメント＝22事例 人事管理＝7事例 外郭団体の見直し＝9事例 自主財源の確保＝12事例 その他＝8事例）に分類し掲載した。なお、各事例の詳細は総務省ホームページの「地方行政コーナー」（<http://www.soumu.go.jp/iken/>）に掲載されている。以下では町の全事例を紹介する。

奈良県平群町「職員一人一提案事業」

平成17年11月に全職員（臨時職員を含む）を対象に町の政策や事務事業及び日常業務のすべてについて、一人一人の職員が主体的に考える具体的な改善や改革の提案を呼びかけ、それを分析し、徹底的に提案の具現化を図り、改革の主体者としての町職員の自覚を促すとともに意識改革を図った。

また利用者の精神的な面に配慮し、法人移行を希望する職員は全員引き受けることを移管条件とし、正職員20名が法人へ移行することとなった。

政策

考課に加わり、多角的な評価とフィードバックを被考課者、考課者支援者及び考課者が行う多面（360度）評価を行っていく。

5、外郭団体の見直し

北海道羽幌町"指定管理者制度"の導入と第三セクターの解散

では、第三セクター「羽幌観光開発株式会社」に管理委託していたが、施設経営の改善を図るために、平成18年4月に指定管理者制度を導入し、平成18年3月をもつて第三セクターを解散した。

理者となつた民間事業者に再雇用された。

6、自主財源の確保

千葉県鋸南町＝徴税担当職員勤務時間のシフト制

町税等の徴収率向上のため、平成18年度から勤務時間のシフト制

職員4名の勤務時間を通常の8時30分から17時15分としていたものを、2名ずつ2班とした班編成を行い、平日は10時15分から19時まで、また、閉庁日である土曜日・

日曜日も徴収体制を拡大し、9時30分から18時15分まで勤務する」ととし、絶え間ない徴収体制の強化を図った。

7、その他

カードで支払うことができる「玉

郵便物の配達

税金や国民健康保険料、水道料
金など10項目について、登録によ
り決められた納期ごとに継続的に
支払いができるようになるほか、町
立病院、老人保健施設において
は、窓口で診療費、利用料等の支
払いができる。

鹿児島県さつま町＝町単独補助
事業等の助成制限による滞納税の
ある文書やプライバシーに関わる
ものを除き、従来各課から住民に
郵送していた文書を、町内に39あ
る自治会」とに町職員が手分けし
て、毎週金曜日の勤務時間終了
後、各世帯に届けている。

また、これまで配付を委託して
いた自治会関係文書も、郵便物と
同様に係長以上の職員が自治会長
宅に届けていく。

税の滞納者に対する町単独補助事業等の助成を一部制限し、負担とサービスの平準化と税の公平性
栃木県一宮町= OSS（オープント・ソース・ソフトウェア）の導入

三重県玉城町＝公金クレジット カード収納の導入

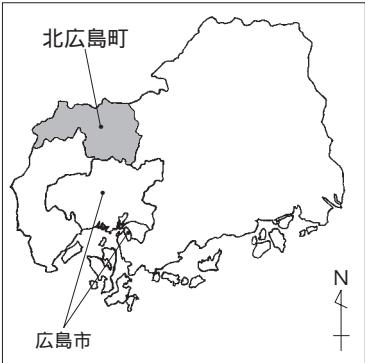
「行政財政改革」の一環として、住民サービスの向上を図ることと、また、公金の支払方法の多様化に取り組むため、平成19年4月1日か

フォーラム

現地レポート

町村独自のまちづくり

「過疎への挑戦」定住・交流の拡大を目指す



町の概要

北広島町は、平成17年2月1日に4つの町（旧芸北町、旧大朝町、旧千代田町、旧豊平町）が合併して誕生しました。

中国地方のほぼ中央部、広島県の北西部に位置し、面積は645・86平方キロメートルと町としては中国地方で最大の広さ。町の東と西は中国地方を代表する江の川と太田川水系の源流域で、おいしい水や空気、豊かな緑に恵まれた自然の宝庫です。政令指定都市・広島市に接していることや、交通条件、地域資源の活用などによって、観光・レクリエーション地域として都市部との交流が

盛んです。とりわけ、スキー場が集積する日本最南端の地域で9つのスキーフィールドがあり、スキー・シーズンには中・四国、九州地方から多くのスキーヤーやスノーボーダーが詰めかけます。

中世時代この地域を支配していた安芸吉川氏の遺跡が多く残っています、「玉生の花田植」や「新庄のはやし田」といった郷土芸能や芸石神樂が盛んなことも、本町の大きな魅力です。町内には、旧舞・新舞の2つの流れをくむ60の神楽団があり、秋祭りや行事などの際、勇壮な舞が披露されています。

主要な道路網として、中国縦貫自動車道と中国横断自動車道広島浜田線、国道186号、261号などが通り、インター・ジャンクションが千代田と大朝の2箇所に設置されるなど、山陰山陽の中間地点における交通の要衝となっています。

定住促進と企業誘致で定住の拡大を

本町の人口は、平成17年度において20、857人（国勢調査）となっています。人口の推移をみると、和35年までは3万人台を確保し、特



芸石神楽の勇壮な舞

に昭和22年には39、377人に達していました。しかし、昭和30年頃から始まる高度経済成長を背景に大幅な人口減少が続き、昭和50年から平成12年にかけては、国勢調査期間（5年間）の減少率が概ね2%前後で9%人口が減りました。また、老人人口（65歳以上）比率は平成17年（国勢調査）において33%

フォーラム

2%、年少人口比率は12・7%で、中山間地域特有の課題である少子・高齢化が急速に進んでいます。こうした傾向は、社会情勢の変化を踏まえると今後とも続くことが想定され、町の将来にとって定住の拡大は大きな課題となっています。このため、過疎に挑戦して人口減少に歯止めをかけ、定住の拡大を図るための定住促進対策や企業誘致対策の事業を積極的に推進しています。このた

め、「空き家」を利用希望の登録は現在までを行い、売買や賃貸の具体的な交渉や契約は当事者同士で対応してもらっています。

1、地域通貨で新規定住者へ住宅建築費補助

具体的な定住促進施策の1つとして、平成18年度から新規定住者に対する住宅建築費補助制度を創設しました。

制度の内容は、北広島町への定住を目的に町外から住居を移転された方（新規定住者）を対象に、その方が居住するための住宅の「新築」「増改築」又は「購入」するための費用の一部、5%を補助（限度額50万円）するものです。

補助金は北広島町のみで使用できる地域通貨「ユート」によつて交付します。

この事業を4月からスタートして、10件の事業指定決定を行つておなり、着実に定住拡大の成果につながって



地域通貨

報を提供するための「空き家情報バンク」を開設しました。町内の賃貸や売買が可能な「空き

北広島町内には、高速道路の沿線に一昨年完売となった県営の千代田工業団地を含め、千代田工業流通団地、氏神工業団地、大朝工業団地の4つの大きな工業団地があります。定住の拡大を図るには、働く場の確保は不可欠だと考えており、企業誘致のため町独自の企業立地奨励措

2、「空き家情報バンク」の開設

地域通貨「ユート」は「まちを元気に」「人的心を豊かに」「ひかりあふれる北広島町」をめざして、町内の商工会が平成18年4月から発行している流通型の商品券です。

地域通貨を使っての補助金の交付は、商店街の活性化も合わせて図ろうというねらいもあります。平成19年3月現在、一般利用も含めて、38,073,000ユート（1ユート＝1円相当）が発行され、流通も平均3・13回転と発行高の約3倍の経済効果を発揮していると考えています。

3、就業場所の確保、企業誘致への取り組み

北広島町内には、北広島町内には、人気の「空き家」は「まちを元気に」「人的心を豊かに」「ひかりあふれる北広島町」をめざして、町内の商工会が平成18年4月から発行している流通型の商品券です。

そこで、町県民税の家屋敷課税納付書を発送する際に、「空き家情報バンク」制度のPRチラシを同封したところ、「問い合わせや新規の「空き家」登録があるなど効果が表れました。それらの対策が実り、「空き家情報バンク」開設から17件の「空き家」登録があり、この内4件の契約が成立。県外や北広島市内から、30代～40代の家族など15名の新規定住が実現しています。

また、町内の企業訪問や北広島町産業活性化推進会議を定期的に開催することで、企業から行政への意見や要望を聞き、行政で可能な課題解



スキーセンター

情 報

NaviNaviNaviNavi 町村 NaviNaviNaviNavi

町は、町外の人を対象にした「丸森ファンねつと会員」を募集している。「ファンねつと」は町外の人等に「町のファン」になつてもらひ、まちづくりの提案などを行つてもらうために2006年度に開始。昨年度は361人が会員になつた。

改訂版による、この業界の新規開拓に当たっては、「改善を要する経営上の問題点」として把握できる」としている。町は01年度から水道事業の業務改善に取り組んでおり、月次経営統制は06年度から試行していいた。

収益的收支計算書 資本的收支
計算書 損益計算書 貸借対照
表 経営分析表 からなる「月
次経営統制表」を作成し、公表
するもの。

町では、毎月の予算と決算の

町は4月から水道事業会計決算を毎月公表する「月次経営統制」を導入した。5月下旬にも町ホームページで4月決算分から公表する。

岩手県 矢巾町 水道事業決算を 毎月公表

同助成金は、村木以外でも申請に活動拠点を置く団体なら申請できる。申請期間は毎年度4月から5月末まで。

活用などを実行する団体に対しても、「地域産業活性化チャレンジ支援」として、事業費の3分の2以内で30万円を限度に交付する。
それぞれ事業終了時に、実績報告書を村に提出することを義務付けた。

(やつてんべー・やるべー助成金)を始める。

山梨道志
境域活動に貢献金

品セシト「玉手箱」(年3回)が贈られる。

加えて、二郎（同1万円）、
プラチナ（同2万円）、情報（同
千円）の計4コースを用意。会
員共通の特典として年4回の会
報のほか、メールマガジンの配
信、町内の協賛店での優待割引
などがつく。なお、限定10人の
プラチナ会員には、町内の宿泊

町は昨年7月から、財政難で存続が困難となつた路線バスに代わる新たな公共交通体系を検討していた。町地域交通準備室によると、デマンドバスの導入で約1千万円の経費削減となる。という。

**鳥取県
伯耆町**
**デマンドバスの
運行開始**

またパンフレットはHPの内容を凝縮した内容となつておらず、約5万部を作成、村内の庄舗や同大なごとに配布している。

介。HP作成に当たり、同大の学生が村内の工房や店舗、農業関係者、食事処などを直接取材した。HPにはこのほか、イベント情報やライブカメラ、自分がだけの旅行プランを作れるひな

(H.P.)とパンフレットを作成した。村と同大は昨年8月に事業協力協定を結んでおり、H.P.とパンフ作成はその一環。

百年祭
周年記念事業
準備委員会
等は「オリーブ栽培」
100年
に向け、両町
を設立し、自
一丸となつて
取組みを進め
ている。

今年度は、
称募集や記念
レットを作成
以降、ホーム
ポップアッ
誌、映像作
などを作る予
定。

(イラスト) 百年祭は、根付いて？

オリーブを
川県
小豆島2町
小豆島と
リーブ植栽1
「オリーブ百

バスとして運
用もできるが
経由となる。
料金は、1
00円で、
円、幼児は無



隨 想

川越町庁舎



みなさんには「川越町」と聞いてどんな町を思い浮かべますか？ご存知の方も見えますと、私が簡単に紹介いたしますと、当町は三重県の北部に位置し、人口1万3千人、面積8・71km²の町で、

過去には昭和34年の伊勢湾台風によって町全体に甚大な被害を受けました。その後、二度とこのような悲惨な目にあわないよう、根本的な災害対策として地先の埋め立てが行われ、完成した埋立地に、クリーンエネルギーと言われる液化天然ガス（LNG）を燃料とした中部電力株川越火力発電所など、多数の企業を誘致してまいりました。先人のご努力により、財政力指数は1・591となり、世界に誇る火力発電所のある川越町をご存知の方には、「電力のまち」という印象があるかと思います。近年は、このような財政力を活かし、環境整備に力を注いでまいりました。川越南小学校や、川越中学校校舎の耐震補強工事はもとより、川越北小学校校舎については、自然やエネルギー、リサイクルという環境教育にも繋がる発想を取り入れた『エコスクール』

隨 想



三重県川越町長
山田 信博

笑顔に出会える町をめざして

として建て替えを行いました。他にも川越北部保育所、川越幼稚園の建て替えなど、未来への宝である子どもを安心して育てられる環境の整備に力を注いでまいりました。環境の整いつつある今後は、より一層の教育体制の充実を図り、子どもたちが将来、大人になつても川越町がふるさとであると誇れるような町にしていきたいと思っています。

さて、冒頭でも触れましたが、

過去に伊勢湾台風による被害を受けており、防災については常日頃より特に重きを置いています。現在は、東海、東南海地震への対策を視野に入れ、町防災計画に基づく防災体制の充実を図るために、内での自治会及び消防団員等を対象に、「町民防災塾」を3年間に渡り開催し、町民個々が発災直後に自らの命を守り、地域で助け合うことのできる「地域防災力」の向上に努めて参りました。私も一人の町民として、安心して暮らせる町であつてほしいと願っています。

その思いを、町長として「安心・安全なまちづくり」施策に取り入れています。

今、川越町は大きく変化しています。町には国道1号線と23号線の主要幹線が通つており、もとより交通の便が良かつたのですが、伊勢湾岸自動車道と北勢バイパスの整備によって、遠方へのアクセスも便利になりました。

今後も町唯一の駅である近鉄富洲原駅整備などによって、町の景観は大きく変貌するでしょう。しかし、どんなに景観が変わろうと、そこに住む「人」こそが大切なのであります。私は町長に就任して以来10年間、健康のために毎朝ウォーキングを続けていますが、毎日歩いている景色がどんどん変わっていくのを感じながら、その途中で出会い、ふれあう町民のみなさんとの絆が変わらないこと、人の温かさが変わらないことを実感しています。「人」が大切だからこそ「人」を育てる町をしっかりと創っていきたいと思います。私は趣味で野菜を作っていますが、町も野菜も、常に愛情を注ぎ、時間と手間をかけて育てなければ、うまく育たないものです。行政サービスの拠点として、2007年に川越町役場新庁舎も完成し、人を育てる・町を育てる準備は整つてきました。今後は、国によつて進められている地方分権型社会へと変化していく激動の時代の中、町民のみなさんのニーズを的確に具現化するため、行政として様々な問題に取り組みながら、たくさんの方の笑顔に会える、そんな町に川越町を育てて行きたいと思っています。

政策レーダー

政策

政策レーダー

平成17年度介護保険事業 状況報告まとまる

厚生労働省は3月26日、平成17年度の介護保険事業状況報告をまとめた。

保険給付は、二ついては
兆2、025億円から6兆3、95
7億円、対前年度1、932億円、
3・1%の増。給付費（利用者負担
を除いた額）が5兆5、594億円
から5兆7、943億円、対前年度
2、349億円、4・2%の増。第
1号被保険者1人あたりの給付費は
16年度221千円から224千円、
対前年度3千円、1・4%の増。こ
の給付費は約17万円の県から約28万
円の県などがあり、約1・7倍の地
域格差がある。第1号被保険者の保
険料収納額は16年度9、518億円
から17年度9、769億円、対前年
度251億円、2・6%増、17年度
の収納率は16年度と同じ98・
2%と
なっている。

報告では、第1号被保険者は16年度2、511万人、17年度2、588万人で対前年度比77万人、3・1%の増。要介護（要支援）認定者数は409万人から432万人となり対前年度比24万人、5・8%の増。このうち要支援（要介護2）の認定者が64・4%を占める。第1号被保険者に占める第1号認定者の割合は15・7%から16・1%、対前年度比0・4%の増となつて。要介護度が軽度（要支援）要介護2）の認定率は7・6%の県から14・8%の県まで約2倍以上の地域格差があ

交付通安全対策特別付

総務省は3月29日、平成18年度3ヶ月期の交通安全対策特別交付金を交付した。

2..1の割合で算定する。
3月期は303億4,890万円
が交付され、うち都道府県分180
億4,204万円、市町村分123
億686万円（うち、町村分10億2
83万円）が交付された。これに昨
年9月期交付分を合算すると、平成
18年度交付総額として835億4,
560万円、うち都道府県分496
億7,264万円、市町村分338
億7,296万円（うち、町村分28
億335万円）が交付されたことにな
る。

なお、使途は信号機、道路標識
横断歩道橋、ガードフェンス、防護
柵、カーブミラー等、政令で定める
道路交通安全施設の設置及び管理に
関する費用に充てられる。

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に創設された。交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するもので、交通事故の発生を防止することを目的としている。

交付金は9月及び3月の年2回、交通反則金等収入及び運用益から、通告書送付費支出金相当額を控除した額が都道府県及び市町村に交付される。交付基準は各地方公共団体の区域内における人口集中地区人口、交通事故発生件数及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ1・

木材需給の現況と見通し を発表

上昇すると見込まれている。また、平成19年の需給見通しは、製材用は、新設住宅着工戸数が前年並、1戸当たりの床面積が若干増加と見込まれることから前年比0・5%増、合板用も、引き続き国内製造向け国産材丸太の需要が見込まれることから0・5%増、パルプ・チップ用は、紙・板紙の生産量がわずかに増加すると見込まれることなど、併ら0・9%増になると見込まれ、この結果、総需要量は、前年並の8740万m³程度（前年比0・7%増）になると見通されている。なお、供給面では、国産材は1・794万m³程度（前年比2・6%増）、輸入材は6、946万m³程度（前年比0・3%増）になると見通されるとしている。

林野庁がこの程発表した平成18年の木材の需給実績見込みによると、国内の木材需要量は、製材用は、新設住宅着工戸数が129万戸と増加したもので、1戸当たりの床面積が若干減少したことなどから、前年比0・8%減の3、263万m³、合板用は、国内製造向け国産材丸太の需要が見込まれることなどから、前年比9・3%増の1、375万m³、パルプ・チップ用は、輸入チップ価格の上昇などから、前年比1・4%減の3、707万m³になると見込まれている。この結果、総需要量は、前年比1・0%増の8、675万m³になる見込みである。なお、供給面では、国産材は、1、747万m³程度（前年比1・7%増）、輸入材は、6、928万m³程度（前年比0・9%増）になり、国内自給率はわずかながら